

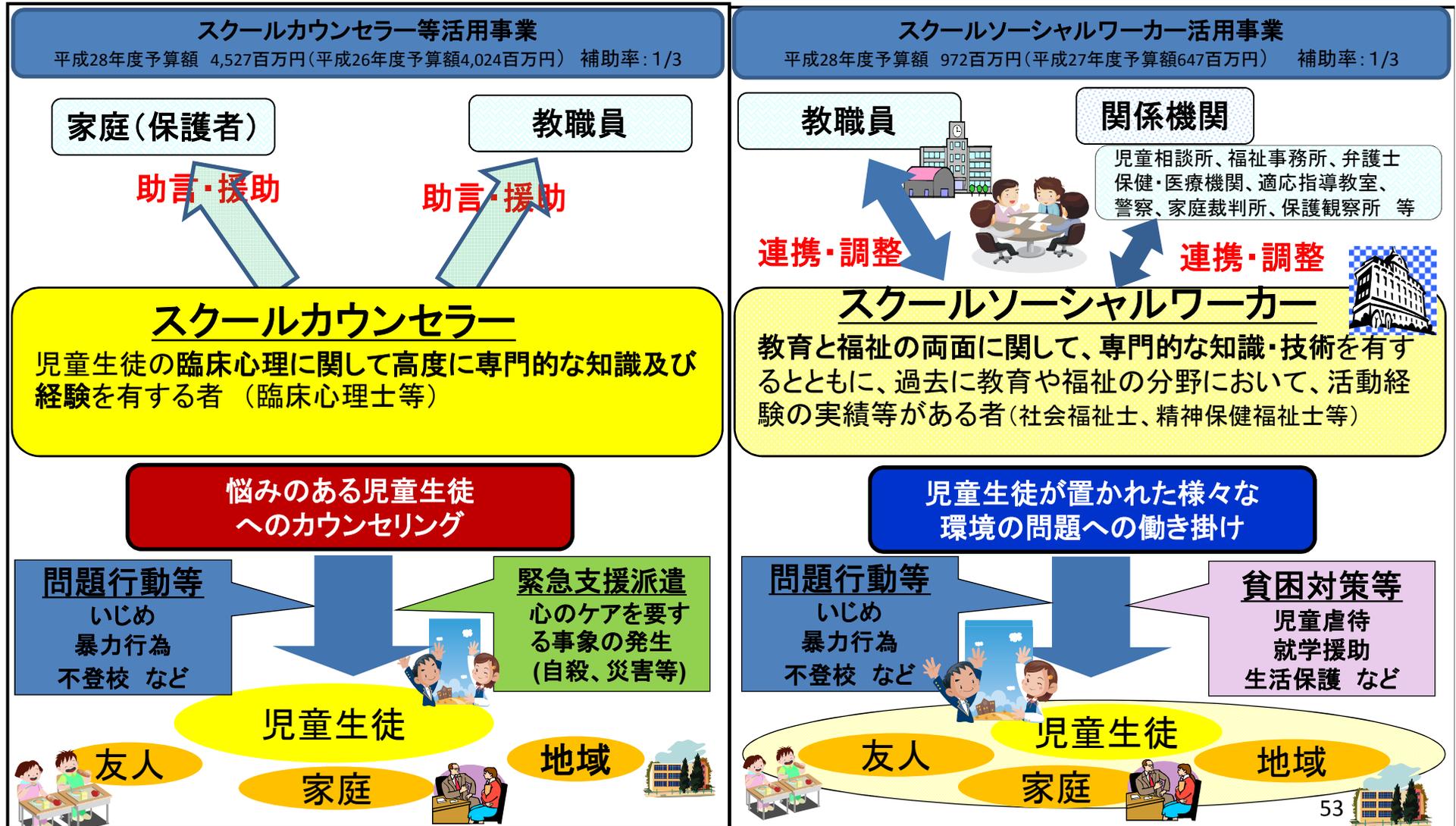
4. 関係機関の取組



(1) 学校における取組

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



(2) 母子保健・福祉部局における取組①(地域子育て支援拠点事業)

背景

- 3歳未満児の約7～8割は家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課題

- 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成27年度
実施か所数
(交付決定ベース)

6,818か所

解消

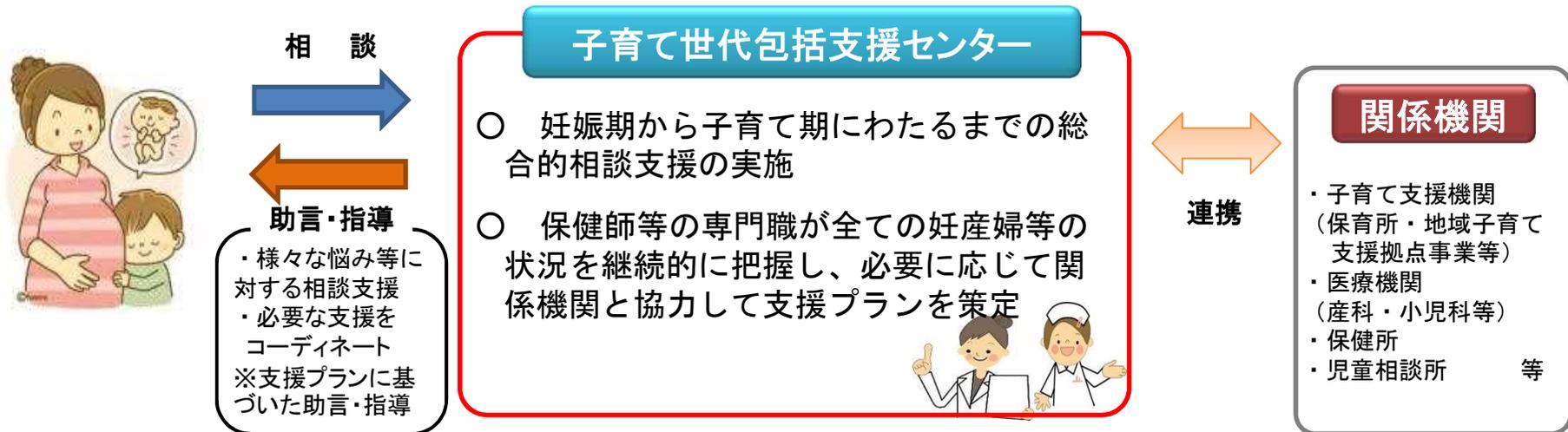
育児不安



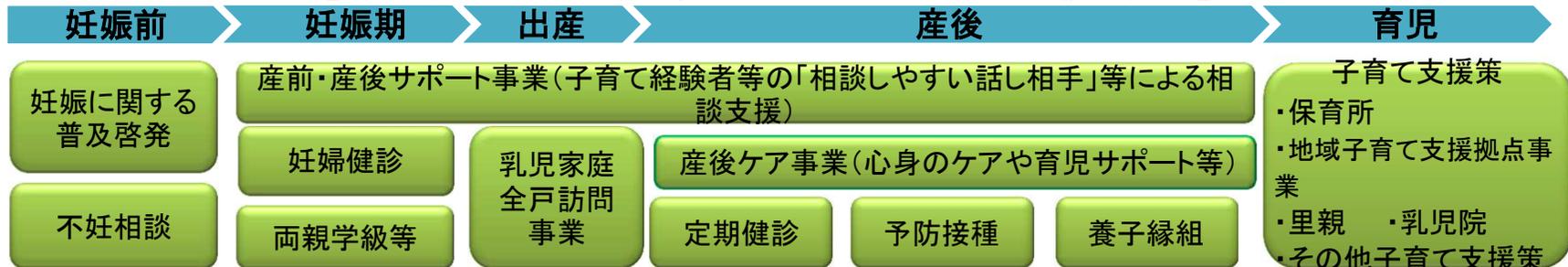
地域で子育てを支える

(2) 母子保健・福祉部局における取組②(子育て世代包括支援センター)

- 「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。
 - 「子育て世代包括支援センター」は、以下の要件を満たすことが必要。
 - ① 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること
 - ② ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）
 - ③ 地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）
- ※ 子育て世代包括支援センターは、利用者支援事業（母子保健型）のみならず、利用者支援事業（基本型）や市町村保健センター等も活用し実施する。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



(2) 母子保健・福祉部局における取組③(利用者支援事業)

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

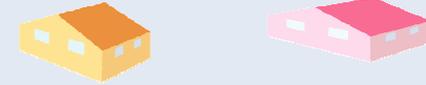
声①
「親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業 一時預かり など



指定障害児相談支援事業所 など



子育てサークル 保健センター（保健師） など



相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

個別ニーズの把握

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携



本事業が行われる施設等の職員

連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！



利用者支援専門員

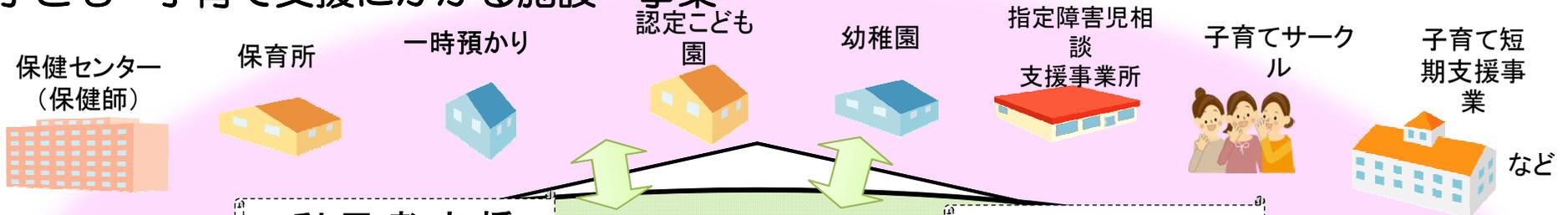
連携



本事業が行われる施設等の職員

利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について

子ども・子育て支援にかかる施設・事業



利用者支援

- ・子育て等に関する相談(=個別ニーズの把握)
↓ ※必要に応じてアウトリーチによる支援
- 個別ニーズに応じた
- ・教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供
- ・施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

地域連携

- 円滑な利用者支援実施のための
- ・関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

利用者支援事業

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化!

地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子の交流の場の提供
- ・子育て等に関する相談、援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て・子育て支援に関する講習

⇒ 気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる!

相談しやすい敷居の低い場所

子育て家庭が通いやすい場所

子育て中の親子(妊婦含む) など

(3) 母子保健・福祉部局におけるアウトリーチ支援の主な取組

○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。

(主な支援内容)

- ・育児等に関する様々な不安や悩みへの相談対応、子育て支援に関する情報提供等
- ・乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。

(主な支援内容)

- ・安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談支援
- ・出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援
- ・虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談支援 等

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、児童の世話などを行う。

(主な支援内容)

- ・乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

○生活困窮者自立支援制度における支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、訪問支援(アウトリーチ)も含めた相談支援や学習支援等を行う。

(主な支援内容)

- ・自立相談支援事業(必須): 訪問支援(アウトリーチ)も含めた就労その他の自立に関する相談支援
- ・学習支援事業(任意): 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(家庭訪問含む)や、保護者に対する訪問による進学の助言 等

(4) 関係機関の連携による家庭教育支援の推進等に関する通知

○児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知

(平成21年3月)

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出。

○生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について

(平成28年5月)

平成28年5月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、関係部局が連携を深め、生徒指導・家庭教育支援及び児童健全育成の相互連携を一層推進することについての通知を発出。

5. 学校と地域の連携・協働

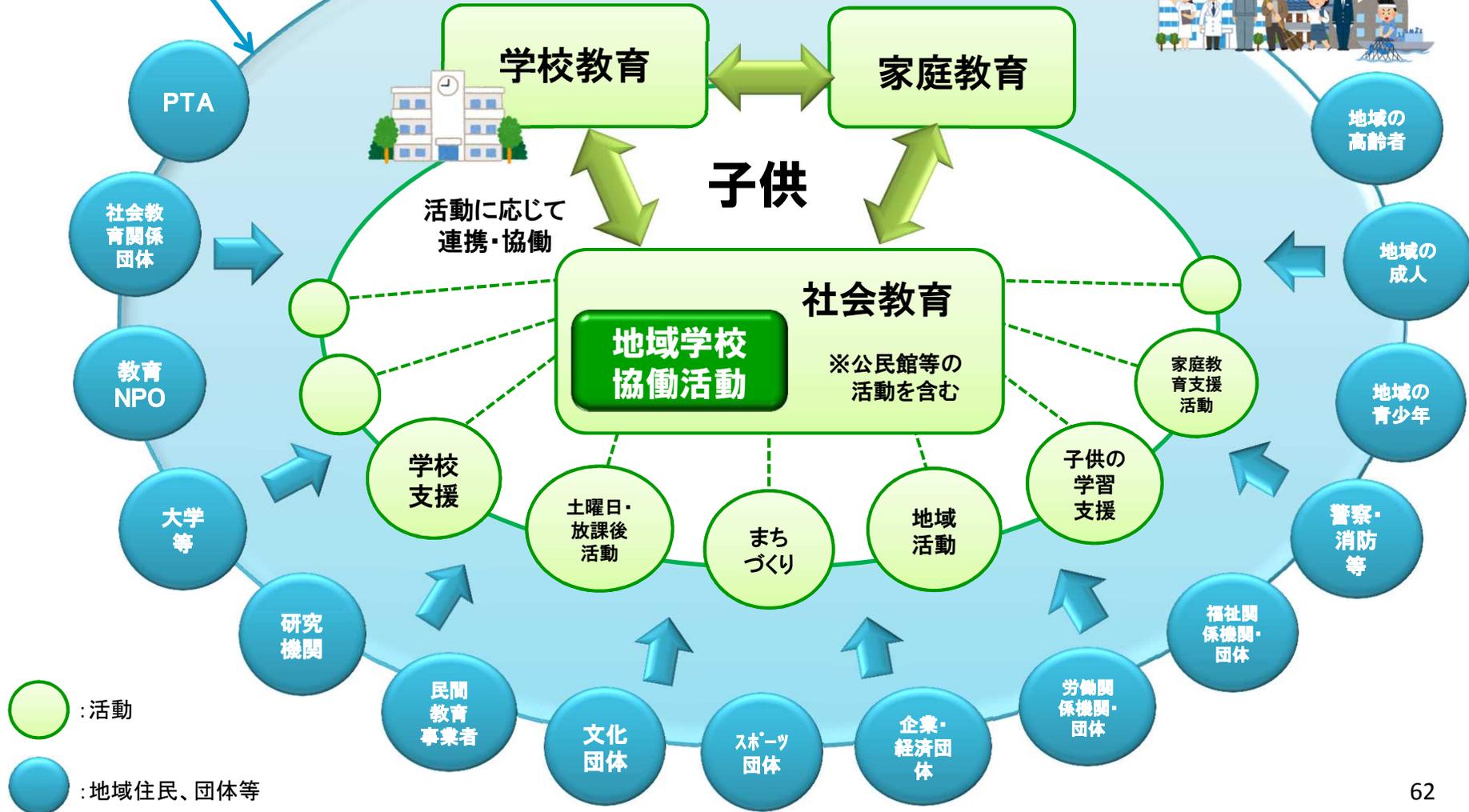
(平成27年12月21日中央教育審議会答申
参考資料より)



地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

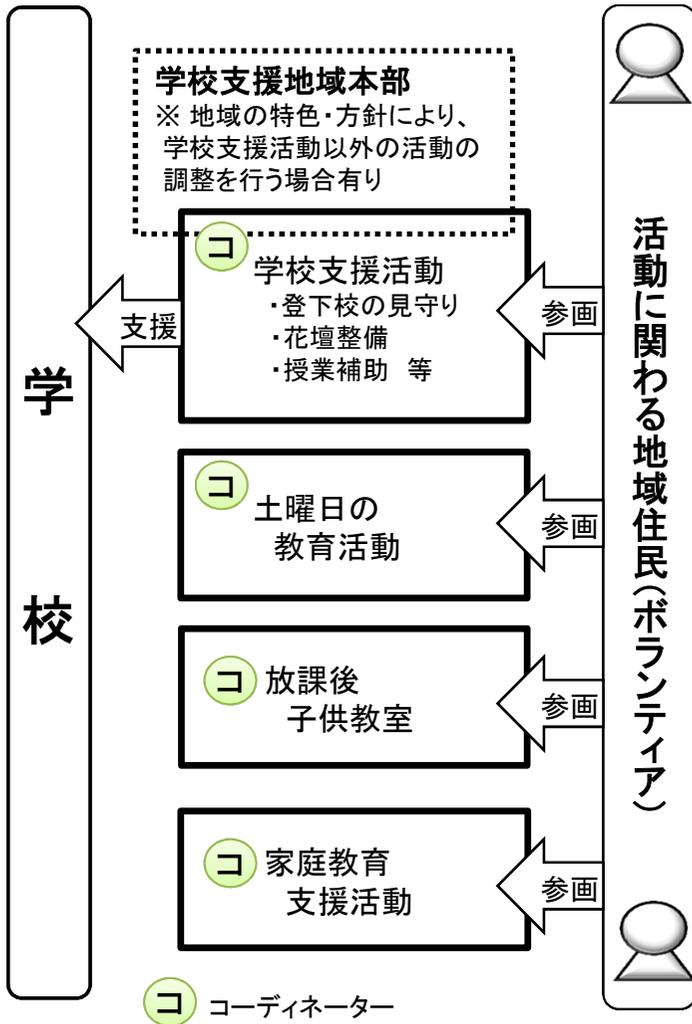


今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～

現在

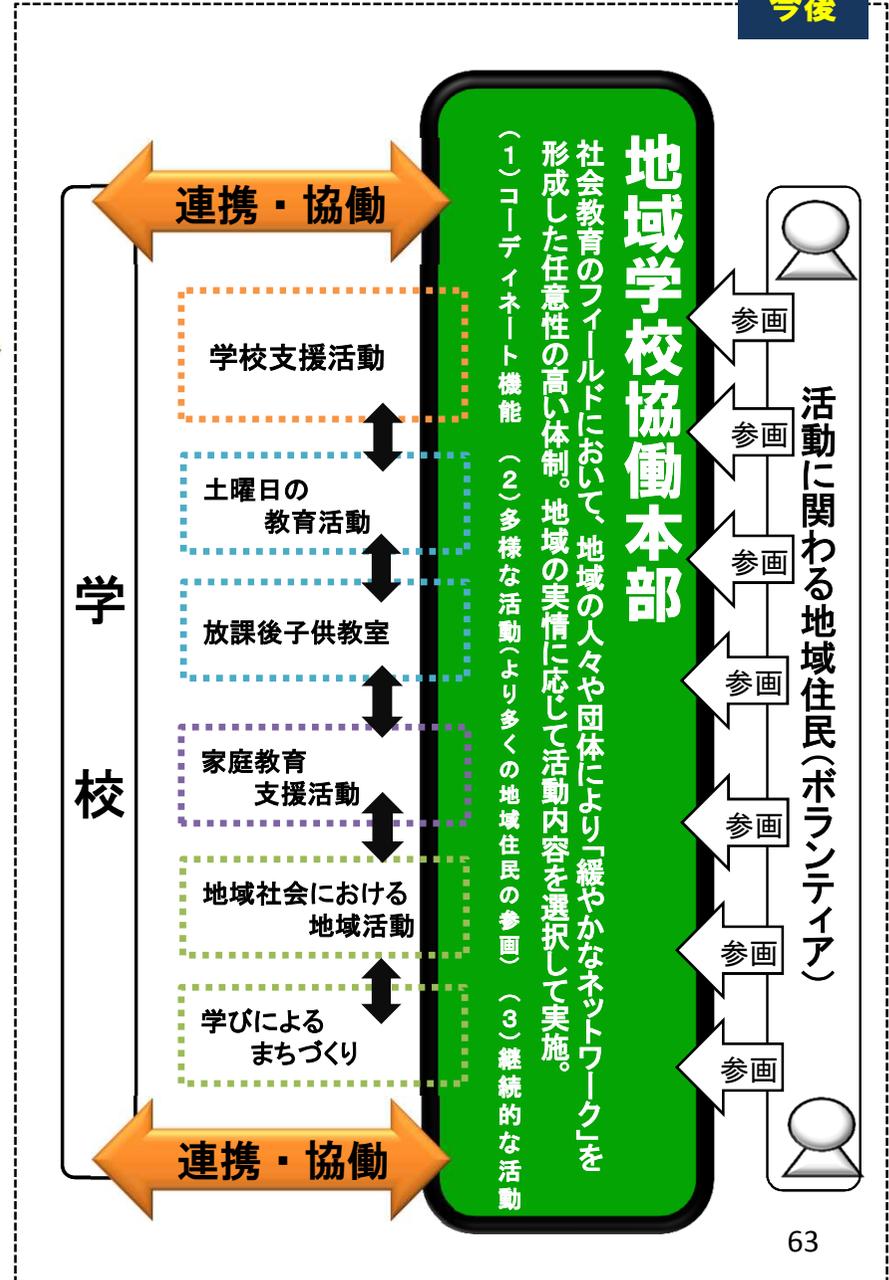
【これまでの課題】

- ・それぞれの活動ごとにコーディネートがなされ、必ずしも横の連携が十分でない。
- ・コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制がとられていない場合も多い。



- ・コーディネーター機能の充実
- ・個別の活動の総合化・ネットワーク化
- ・「支援」から「連携・協働」へ

今後

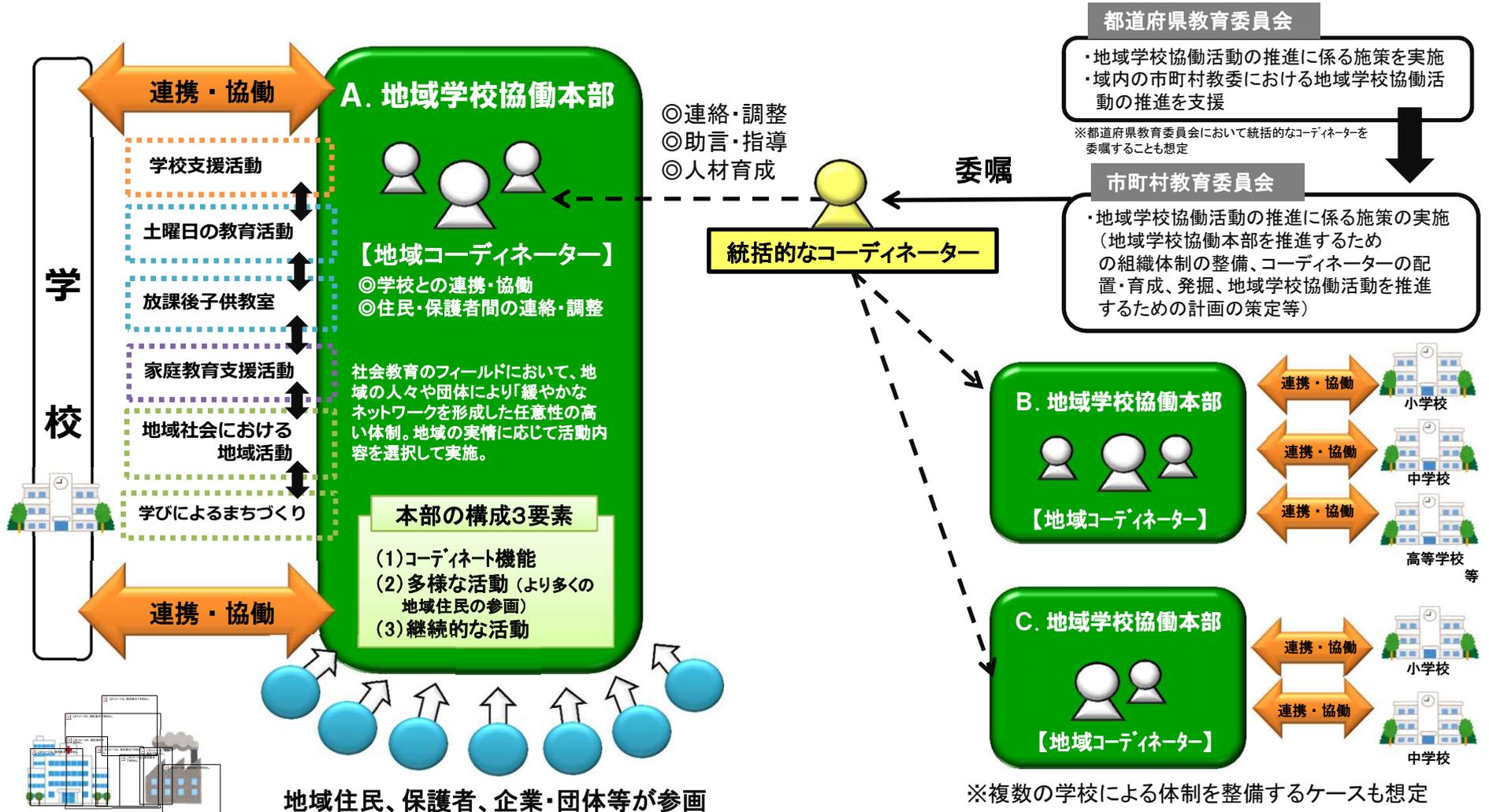


地域学校協働活動を推進するための体制（イメージ）

- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動＝「地域学校協働活動」を積極的に推進
- 従来の個別の活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す新たな体制として「**地域学校協働本部**」を整備

施策の
基本的な
方向性

- 学校支援地域本部、放課後子供教室等の機能をベースとして、①コーディネート機能を強化し、②より多くのより幅広い層の活動する地域住民の参画を得て活動を多様化し、③継続的な地域学校協働活動を実施する「地域学校協働本部」へと発展
- それぞれの地域や学校の特色、実情やそれまでの経緯を踏まえ、地域学校協働活動の推進に係る施策を実施
- 地域学校協働活動の核となるコーディネート機能を強化



6. 子供の生活習慣づくりの推進



「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 (平成18年度より)

早寝早起きや朝ごはんを食べるといった基本的な生活習慣の乱れは、子供たちの学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼす。

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子供の健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進していくことが必要である。



「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進(平成18年度～)

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

設立: 平成18年4月24日
会員数: 291企業・団体・個人(平成28年4月現在)

地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成

連携

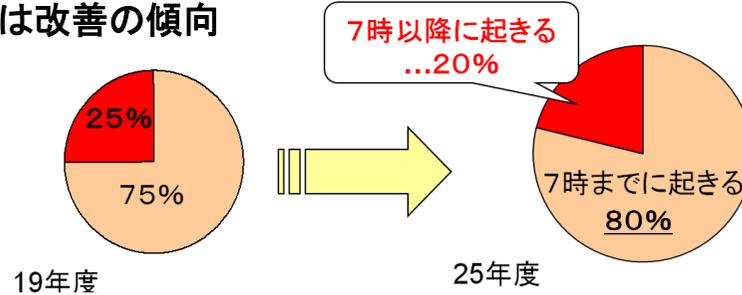
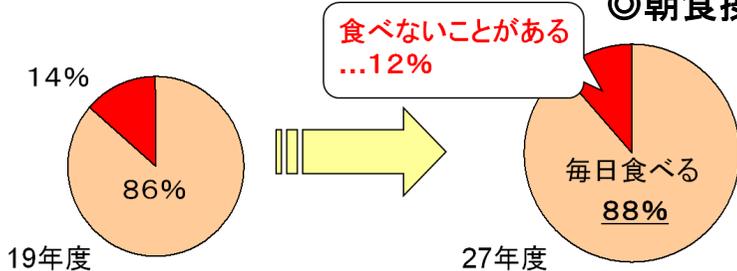
文部科学省

関係府省及び官民連携による全国的な普及啓発の促進

平成24年度より表彰制度を創設し、優れた実践の表彰、更なる地域の取組の活性化を図る

子供たちの健やかな成長のための基本的な生活習慣の確立

◎朝食摂取や早寝早起きは改善の傾向



文部科学省「全国学力・学習状況調査」より (小学校6年生)

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会について

PTAをはじめ、青少年・スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など、幅広い関係団体等で構成。平成18年4月24日に設立総会が開催された。事務局を国立オリンピック記念青少年総合センター内に置く。

趣旨

子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

目的

PTA等の関係団体の協力を得て、子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊びでスポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運を醸成するため、国民運動「早寝早起き朝ごはん」運動を全国展開する。

組織

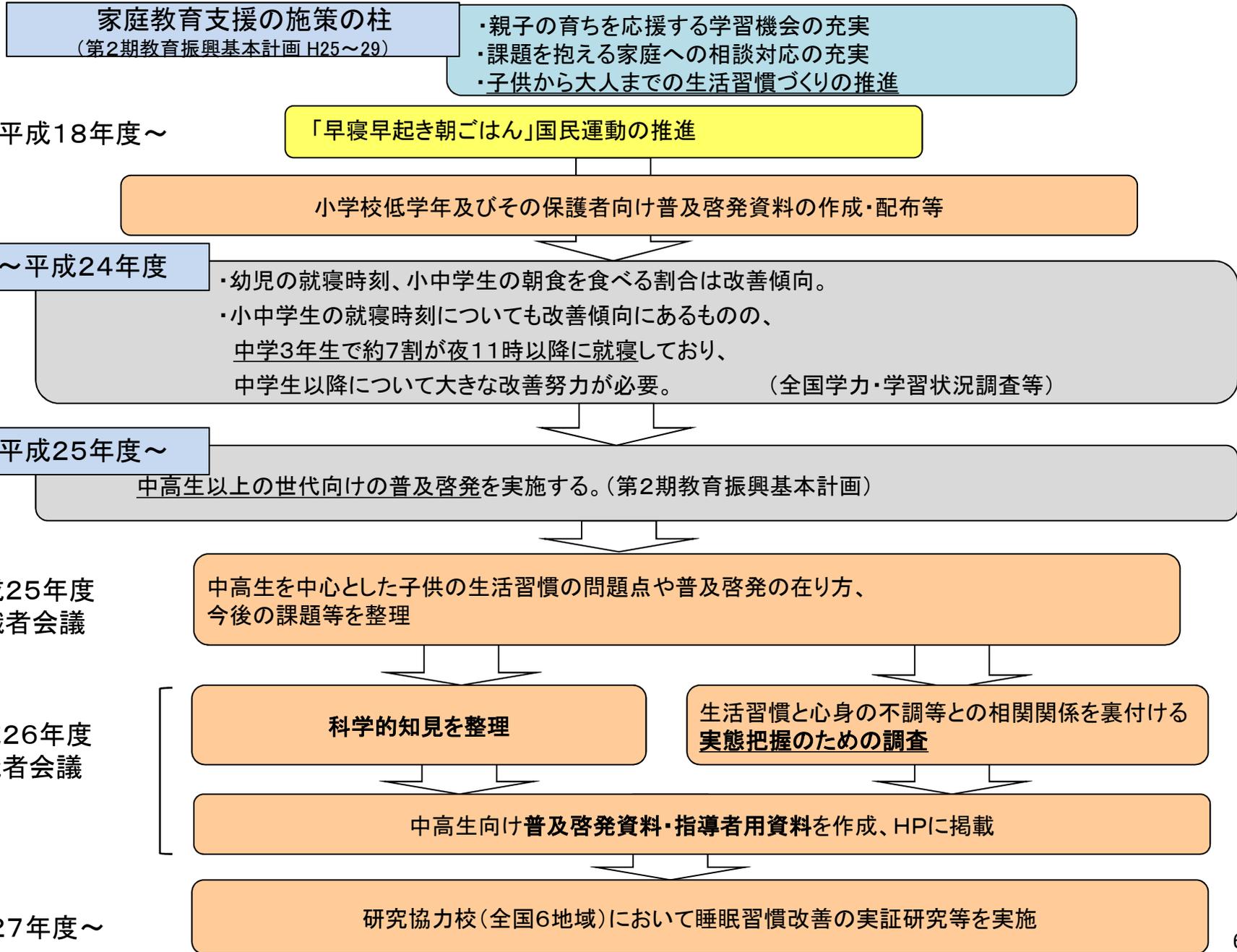
会員数：291企業・団体・個人（平成28年4月現在）

役員：会長 有馬 朗人（学校法人根津育英会武蔵学園学園長、元文部大臣）
副会長 鍵山 秀三郎（特定非営利活動法人日本を美しくする会相談役）
" 陰山 英男（立命館小学校校長顧問、立命館大学教育開発支援機構教授）
" 田中 壮一郎（独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長）
" 寺本 充（公益社団法人日本PTA全国協議会会長）
" 遠山 敦子（公益財団法人トヨタ財団理事長、元文部科学大臣）
" 服部 幸應（学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長）
" 日野原重明（一般財団法人聖路加国際メディカルセンター理事長）
" 茂木 友三郎（キッコーマン株式会社取締役名誉会長取締役会議長）
顧問 丸山 登（公益財団法人上廣倫理財団理事・事務局長）



（五十音順）

文部科学省における子供の生活習慣づくりに関する取組の経緯



文部科学省における子供の生活習慣づくりに関する普及啓発の取組

優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰

全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、優れた62の活動に対して文部科学大臣表彰を行いました。活動の内容は文部科学省ホームページからご覧いただけます。※平成24年度より隔年で実施。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/1330932.htm)



表彰式の様子

中学生・高校生等向け普及啓発資料及び指導者用資料

生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する普及啓発を進めるため、最新の科学的知見を踏まえた普及啓発資料及び指導者用資料を作成しました。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1351209.htm)



<中学生・高校生等向け>



<指導者用>

企業や働く保護者向けのパンフレット

子供の生活習慣は、保護者から大きな影響を受けます。ワーク・ライフ・バランスや地域貢献活動など、企業にも「早寝早起き朝ごはん」国民運動に協力してもらうための啓発を実施しています。



<パンフレット>

小学校低学年及びその保護者向けのリーフレット

基本的な生活習慣の重要性を伝え、子供と保護者が基本的な生活習慣づくりに対して興味を持つきっかけをつくり、生活習慣づくりへの意識を高め、一緒になって取り組んでもらうことを目的としたリーフレット作成し、全国の小学1年生に配布しています。



<リーフレット>

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会における主な論点（案）

本検討委員会においては、共働きや経済的な問題などで家庭生活に余裕のない保護者への対応や、「家庭教育支援チーム」型の支援を更に普及させるための方策など、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策について検討することとし、主な論点としては以下のとおり。

（１）全ての親の学びや育ちを応援するための方策に関する検討

共働きの保護者やひとり親の保護者など多忙な保護者も含めた全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者の学びや育ちを応援するための方策

<具体的な論点例>

- ・全ての保護者の子育てについての学習を支援するための方策
- ・保護者向けの学習機会を質的・量的に充実するための方策
- ・親子の交流や親同士の交流を促すための方策
- ・次世代の親を育てるための方策 など

（２）行政や地域で家庭教育支援を推進していくための方策に関する検討

子育て家庭を社会的に孤立させないために、行政や身近な地域で家庭教育支援を活性化していくための方策

<具体的な論点例>

- ・教育委員会や学校における支援方策
- ・民間団体等における支援方策
- ・福祉部局等、首長部局との連携方策 など

（３）「家庭教育支援チーム」型の支援を全国に普及させるための方策に関する検討

①地域の人材を活用し、行政との連携を確保した「家庭教育支援チーム」型の家庭教育支援体制の構築を推進するための方策

<具体的な論点例>

- ・地域に根ざした「家庭教育支援チーム」型支援の普及啓発方策
- ・優れた取組を行う家庭教育支援チームを応援するための方策 など

②家庭教育支援人材を継続的に確保するため、支援を受ける側から支援を提供する側に人材が循環する養成の仕組みを構築するための方策

<具体的な論点例>

- ・循環型の人材養成システムの具体的な在り方についてどのように考えるか
- ・システムの試行と成果の普及のための方策 など

③子供の貧困率が上昇している状況も踏まえ、子供の成長段階や行政の縦割りを越えて家庭に寄り添う切れ目のない支援のための生徒指導、幼児教育、保健・福祉との連携を推進するための方策

<具体的な論点例>

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携推進方策
- ・幼稚園等との連携による幼児期の子供の保護者への家庭教育支援方策
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進方策
- ・関係機関の連携による訪問型家庭教育支援モデルの構築の方策 など

(4) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項

学校、家庭、地域が連携し、子供たちが生涯をより良く生きていくための基本的な生活習慣づくりを社会全体で支える取組を推進するための方策 など

<具体的な論点例>

- ・子供から大人までの生活習慣づくりの普及啓発方策
- ・中高生を中心とした子供の生活習慣づくりのための方策 など

<参考>「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理
(平成26年3月)(抜粋)

5. 家庭教育支援チームにおける人材養成

(2) 人材養成における留意点

③循環型の人材養成

- 地域人材による家庭教育支援については、支援者が、専門的な知識を持って被支援者を教え導くというよりも、被支援者と同じ目線に立って寄り添うことが重要である。また、持続可能な支援体制を作るためには、新たな地域人材を継続的に発掘・養成する必要がある。このため、被支援者である保護者が支援者側に回るという循環型の人材養成システムについても検討する必要がある。人材養成によってチームメンバーが専門家になっていくわけではなく、当事者性、地域性、専門性を持ったチームが絶えず維持されることが望ましい。

6. 家庭教育支援チームの在り方に関する今後の検討課題

(4) 新たな人材養成システムの検討

- 保護者の学びの場である家庭教育学級等では、家庭教育に意欲と関心の高い、地

域の保護者同士が、お互い顔を合わせてワークショップ等を行うことも多い。こうしたワークショップ等で共に学んだ保護者同士が、そのまま支援者側として、家庭教育支援チームを結成できるような新たな循環型の人材養成の仕組みについて検討が必要ではないか。

- 人材養成に当たっては、既存の研修システムや大学、NPO 等の外部諸機関との連携を図ることについても検討が必要ではないか。

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会スケジュール（案）

- | | |
|-------------------------|--|
| 7月15日（金）
18:15～20:15 | 第1回 検討委員会
審議内容：家庭教育支援の取組の現状と課題
（主な論点についての意見交換） |
| 8月29日（月）
10:00～12:00 | 第2回 検討委員会
審議内容：今後の家庭教育支援の推進方策に関する審議
（事例発表①） |
| 9月 | 第3回 検討委員会
審議内容：今後の家庭教育支援の推進方策に関する審議
（事例発表②） |
| 10月 | 第4回 検討委員会
審議内容：今後の家庭教育支援の推進方策に関する審議
（事例発表③） |
| 11月 | 第5回 検討委員会
審議内容：取りまとめ骨子案の審議 |
| 12月 | 第6回 検討委員会
審議内容：取りまとめ案の審議 |

第3期教育振興基本計画の策定に向けた当面の進め方について

	中央教育審議会総会	中央教育審議会教育振興基本計画部会	
平成28年 5月 ～	<p>諮問内容について審議</p>	<p>検討事項① 2030年以降の社会の変化を見据えた、教育の目指すべき姿</p> <p>(1) 主として技術革新やグローバル化の一層の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、女性・高齢者等の活躍の進展等に伴う就学・就業構造の変化、国際情勢の変化等への対応について</p> <p>(例)・技術革新に伴う産業構造や社会システムの変化等が教育に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化の一層の進展に対して教育が果たす役割 ・技術革新に伴う学校内外の学習や活動の変化 ・女性や高齢者の活躍が進む中で教育が果たす役割 <p>(2) 主として子供の貧困など格差への対応、人口減少の克服や地域コミュニティの創造等について</p> <p>(例)・子供の貧困など格差の固定化が教育に与える影響、教育による格差への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少克服や地域コミュニティ創造など、地方創生を進める上で教育が果たす役割 	5月13日～15日 OG7倉敷教育大臣会合
8月 9月 ～ 12月	<p>審議状況の報告</p>	<p>検討事項③ 教育投資の効果や必要性を社会に対して示すための方策 等</p> <p>↓</p> <p>検討事項② 2030年以降の社会の変化を見据えた今後の教育政策に関する基本的な方針、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性 等</p> <p>↓</p>	<p>OPISA2015、TIMSS2015公表</p> <p>○次期学習指導要領改訂に係る中教審答申等</p>
平成29年 初め	<p>「基本的な考え方」を報告</p>	<p>「基本的な考え方」をとりまとめ</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主な施策 ○ 明確化かつ精選した指標を設定した教育政策の検証改善サイクルの確立 ○ 第2期教育振興基本計画フォローアップ 等 <p>↓</p>	
夏頃(予定) 年末(予定)	<p>「審議経過報告」を報告</p> <p>答申</p>	<p>「審議経過報告」をとりまとめ</p>	<p>○OECDカントリーノート の中間報告</p>

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第 3 期教育振興基本計画の策定について

平成 28 年 4 月 18 日

文 部 科 学 大 臣 馳 浩

(理由)

平成18年12月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれています。これは、「民主的で文化的な国家」の一層の発展と、「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献という理想を実現するために推進すべき教育の姿です。

こうした改正教育基本法が掲げる基本理念を踏まえ、平成25年に第2期の教育振興基本計画を閣議決定してから、約3年が経過しました。現行計画では、グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化、雇用環境や地域社会・家族形態の変容など我が国が直面する危機、東日本大震災からの教訓を踏まえ、今後の社会の方向性として「自立」「協働」「創造」の三つの理念を実現するための生涯学習社会の構築を掲げています。

これまで、現行計画に示された「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という4つの教育行政の基本的方向性にに基づき、質の高い教育を可能とする教育環境の構築や、幼児教育の段階的無償化や高校生等奨学給付金制度の創設、大学生等に対する無利子奨学金の拡充をはじめとする家計の教育費負担を軽減するための方策の充実、学校施設の耐震化等の安全・安心な教育研究環境の確保等の具体的な施策を進めています。

現行計画に掲げる各施策の進捗状況や成果目標・指標の達成度合い等については、既に昨年度から中央教育審議会教育振興基本計画部会や各分科会、スポーツ審議会の場でも点検が行われ、今後の施策の改善につなげています。

その間、中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言も踏まえ、個別の施策について、教育委員会制度改革や小中一貫教育の制度化、大学のガバナンス機能を強化するための法改正が行われました。また、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革についても、平成26年12月の中央教育審議会答申を受けて「高大接続改革実行プラン」を策定し、同答申の理念を踏まえた改革内容の具体化に向けた検討を進めております。教員の資質・能力の向上、チームとしての学校、学校と地域の連携・協働についても、昨年12月の答申を受け、本年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、着実な実施に向けて取り組んでおります。平成26年11月には、中央教育審議会に初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問し、現在御審議いただいております。

国際的にも、教育政策は重大な関心事項となっています。国際連合やOECDにおいても、2030年に向けた教育についての議論が進められています。また、本年5月には、G7倉敷教育大臣会合が開催され、平和と繁栄、持続可能な社会の構築に向けた新しい時代における教育の革新について議論される予定です。

一方、2030年頃には、Internet of Thingsやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、人口動態の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等に伴う就学・就業構造の変化、国際情勢の変化等が予想され、子供たちのみならず国民全体の将来に大きな影響を及ぼすことが考えられます。その中で、子供の貧困などに現れる格差の固定化を食い止め、子供たちの誰もが、頑張れば、夢を紡いでいくことができる社会を実現する必要があります。

こうした時代を迎える中で、経済社会の活力を維持・向上し、我が国の持続的な成長・発展につなげるとともに、一人一人が豊かな人生を送り、安心して暮らせる社会を実現するために教育の果たす役割は大きく、教育の在り方も一層の進化を遂げなければなりません。これからの時代の教育には、教育基本法の基本理念を踏まえ、主権を有し、今後の我が国の在り方に責任を有する国民の一人として、また、多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力を、あらゆる教育段階を通じて身に付けることが求められています。他者への共感や思いやりなど、日本人としての美德やよさを備えつつグローバルな視野で活躍するために必要な力を育むことも求められています。こうした教育は、人口減少を克服し、地域コミュニティを創り出す上でも、また、地球規模課題に立ち向かい、平和と繁栄、持続可能な社会を構築する上でも、大きな鍵となるものです。

このような状況を踏まえ、平成30年度から開始する第3期教育振興基本計画では、教育の目指すべき姿や、教育政策の基本的な方針、目指すべき方向性、振興のための諸方策を総合的かつ体系的に示し、その実現のための道筋を明らかにすることにより、今後の教育再生を実効あるものにする必要があります。

あわせて、教育政策の在り方も進化し続けなければなりません。昨年7月に教育再生実行会議が取りまとめた第八次提言では、教育は、経済成長・雇用の確保、少子化の克服、格差の改善、社会の安定といった我が国社会が抱える課題を解決する鍵であり、教育投資を「未来への先行投資」と位置付け、その充実を図ることが必要であることが掲げられ、これからの時代に必要な教育投資

と財源確保のための方策が提言されました。あわせて、提言の実現のためには、広く国民の間で、教育投資の効果や必要性について認識が共有され、「教育は未来への先行投資である」という理解が醸成されていることが不可欠であることも示されています。具体的には、教育投資の充実に当たって、既存の施策も含め、各種教育施策の社会経済的効果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案にいかしていくサイクルを確立することが不可欠であること、そのためには、各種教育施策の効果を専門的・多角的に調査・分析し、検証するための体制を整備することなどが提言されています。このように、今後、教育政策を推進するに当たっては、客観的な根拠を一層重視することが求められています。

以上のような問題意識の下、第3期教育振興基本計画の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方についてです。

具体的には、以下の事項について御検討いただき、総合的かつ体系的にお示しいただきますようお願いします。

- 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、2030年以降の我が国において予想される社会の変化、国際的な視点から見た我が国の教育の「強み」と「弱み」、国際的な教育政策の動向等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について
- 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について
- 第2期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえ、明確化かつ精選した指標を設定し、教育政策の検証改善サイクルを確立することについて

なお、上記について御審議いただく際には、他の政策分野との関連にも留意して、御検討をお願いします。

第二に、各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について

です。

具体的には、以下の事項について御検討をお願いします。

- 教育政策の効果（社会経済的な効果を含む。）を社会に対して示すための方策について。特に、第3期教育振興基本計画の検証改善サイクルや、教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や、実証的な研究の充実も含めた総合的な体制の在り方について

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、この他にも、第3期教育振興基本計画の在り方を中心に、必要な事項について御検討をお願いします。

生涯学習分科会における部会の設置について

平成28年5月23日
生涯学習分科会

中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）第6条、中央教育審議会運営規則（平成27年2月25日中央教育審議会決定）第4条に基づき、生涯学習分科会に次の部会を設置する。

企画部会

（所掌事務）

今後の生涯学習振興の基本的な方向性について専門的な調査審議を行うこと。

中央教育審議会生涯学習分科会企画部会 委員名簿

平成28年6月21日

- 明石 要一 千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授
- 生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイザー・ネットワーク理事長、
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
- 菊川 律子 放送大学特任教授、福岡学習センター所長
九州電力株式会社社外取締役
- 清國 祐二 香川大学生涯学習教育研究センター長（併）教授
- 清原 慶子 東京都三鷹市長、三鷹まちづくり総合研究所所長
- 今野 雅裕 政策研究大学院大学教授、学長特別補佐
- 山野 則子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科教授、
大阪府立スクールソーシャルワーク評価支援研究所所長

敬称略・五十音順 (計：7名)

学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議の設置について

平成28年6月6日
生涯学習政策局長決定

1 設置の趣旨

第2期教育振興基本計画の策定に際して、今後の社会教育行政等の推進の在り方等について取りまとめられた「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（中央教育審議会生涯学習分科会（平成25年1月））においては、社会教育の役割として学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結び付けることなどを挙げ、様々な主体との連携・協働を構築するための「社会教育行政の再構築」の実施が必要であることなどについて提言されている。

当該議論の整理においては、具体的な「社会教育行政の再構築」を推進するための環境整備等の実施に関する課題が提示されており、今日、生涯学習分科会におけるこれまでの議論を踏まえ、地域住民から信頼され、様々な主体と連携・協働した地域創生・地域課題解決の推進のための取組がなされるよう、より具体的な社会教育制度の在り方等について検討することなどが求められている。

上記のような内容について、専門的な見地から検討を行い、今後、中央教育審議会生涯学習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うため、本会議を設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育を取り巻く現代的課題等を整理した上で、学びを通じた地域づくりの観点から、「社会教育行政の再構築」のために必要な社会教育行政や公民館等社会教育施設の在り方等に関する論点整理
- (2) その他学びを通じた地域づくり等に関して必要な論点整理

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本会議は、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本会議に関する庶務は、生涯学習政策局関係各課の協力の下、生涯学習政策局社会教育課において行う。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議 委員

明石 要一 千葉敬愛短期大学学長, 千葉市教育委員会委員, 千葉大学名誉教授

井出 隆安 杉並区教育委員会教育長

小曾根治夫 栃木県佐野市教育委員会教育総務部生涯学習課長 (参事)
(前佐野市総合政策部市民活動促進課長)

古賀 桃子 特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター代表

重森しおり 岡山県岡山市立中央公民館主任

関 福生 愛媛県新居浜市教育委員会教育長 (前新居浜市市民部長)

田原 優子 佐賀県多久市教育委員会教育長

牧野 篤 東京大学大学院教育学研究科教授

山崎 亮 東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科長
株式会社studio-L代表